

住所地特例施設とは

以下の施設が住所地特例に該当します

1. 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） ※地域密着型介護老人福祉施設を除く
2. 介護老人保健施設
3. 介護療養型医療施設
4. 有料老人ホーム ※地域密着型特定施設入居者生活介護を行っている施設を除く
5. 軽費老人ホーム（ケアハウス）
6. 適合高齢者専用賃貸住宅
7. 養護老人ホーム

※グループホームなどの地域密着型サービス施設は住所地特例の対象外です